

番号	項目	質問	回答
1	企画競争実施の公示3 参加資格	公示書3参加資格(4)に、“有資格者名簿に登載のない者が当企画競争へ参加する場合は、企画提案書の提出とあわせて「別表1」に掲げる書類…” の 別表1 とはどの表ですか？	申し訳ございません。掲載漏れがございましたので、12月6日付で、企画競争実施の公示別表1を市HPに掲載しております。ご確認をお願いいたします。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000033094.html
2	企画競争実施の公示3 参加資格	競争入札参加資格審査提出書類の中で、岡山市および岡山県内に事務所等がない場合には、納税証明書は国税(「その3の3」)だけでよいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	企画競争実施の公示3 参加資格	競争入札参加資格申請書だけでフラットファイルに綴るのでしょうか？	企画競争実施の公示3 参加資格(4)にありますとおり、有資格者名簿に登載のない者が企画競争へ参加する場合は、企画提案書の提出とあわせて別表1に掲げる書類のご提出が必要です。フラットファイルは別表1に掲げていないため、ご用意いただく必要はございません。
4	企画競争実施の公示3 参加資格	競争入札参加資格申請書において、“希望業務調書(役務)”の書類中に、希望する業種細区分の表にはどの業種を記入するとよいですか？	企画競争実施の公示3 参加資格(4)にありますとおり、有資格者名簿に登載のない者が企画競争へ参加する場合は、企画提案書の提出とあわせて別表1に掲げる書類のご提出が必要です。希望業務調書(役務)は別表1に掲げていないため、ご提出いただく必要はございません。
5	企画競争実施の公示3 参加資格	本事業の参加資格の中に「岡山市の入札参加資格有資格者か、それと同等であること」との記載があり、当社は有資格の登録がございませんので、「企画提案書」と同時に「参加資格関係書(役務)」の提出が必要となると思うのですが、ここでいう「同等」とお認めいただく条件として、「岡山市内に本社や拠点があることが必須というわけではない」という認識でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、企画競争実施の公示3 参加資格(4)記載のとおり、有資格者名簿に登載のない者が企画競争へ参加する場合は、企画提案書の提出とあわせて別表1に掲げる書類のご提出が必要です。参加資格関係書(役務)ではございませんのでご注意ください。
6	企画競争実施の公示3 参加資格	「使用印鑑届」にて届け出をさせていただく受託事業者の「代表者役職印」ですが、本事業に参加させていただく上での受託事業者の代表者であれば、特に役職は問わないという認識でよろしいのでしょうか。	必ずしも法人代表者である必要はないですが、提案事業者の特定後の契約時点まで加味すると、例えば岡山地域を管轄する営業所の長であるなど、最終的に契約相手方となる方が望ましいと考えています。
7	企画競争実施の公示9 (2)2二次審査(プレゼンテーションの実施)	二次審査時に「業務責任者」が出席すること、とございますが、ここでいう「業務責任者」というのは、受託事業者の判断で選出しても構わないのでしょうか。	提案事業者の判断にて本業務における責任者を選出していただいておりますが、仕様書(案)7. 実施体制(1)～(3)及び様式第3号業務責任者等届に条件について記載がございますので、そちらの条件を満たす必要はございます。
8	仕様書(案)5. (3)新用具の基本要件	HP上で公開されている過去の貸与製品一覧実績を拝見させていただくと、経済産業省と厚生労働省の示す「ロボット技術の介護利用における重点分野」における移動介助、排泄支援、入浴支援の採用品がないように見受けられますが、「企画提案様式集」における「介護ロボットの要件チェックシート」に該当すれば、先に挙げた重点分野の新用具でも、企画内容によっては本事業にご採用いただける可能性があるという認識でよろしいのでしょうか。	ご提案いただける新用具の要件については、仕様書(案)5. 業務内容(3)新用具の基本要件に記載しておりますので、そちらをご参照いただければと存じます。

番号	項目	質問	回答
9	仕様書(案)5. (4)(ア)新用具の貸出し準備等	<p>本事業の業務の中に、「受託者は新用具を適切に利用できる状態に準備しておくこと」とありますが、貸与を前提とし、1期終了後、同じ新用具を別の介護事業所様に2期分として貸し出す場合、新用具によっては洗浄及びメンテナンスが必要となると思うのですが、本事業におけるそのような洗浄メンテナンス作業に関してはどのように実施される想定でしょうか。もしくは過去の選定された新用具はどのように実施されているのでしょうか。</p> <p>また、もし受託事業者がこれらの作業を実施する場合は、その洗浄メンテナンス作業において岡山市として受託事業者に示すような基準や、あらかじめ決まっている審査中に問う内容(例えば指定する消毒薬、設備、実績)などはあるのでしょうか。</p>	<p>洗浄については、貸与期間中の一般的な消毒作業については介護事業所が実施することが多いと思われませんが、ご質問のような貸与期間ではない期間での洗浄及びメンテナンスについては、お見込みのとおり、「新用具を適切に利用できる状態への準備」として、受託事業者側で実施してください。過去の事例としましても、同様の取扱いとしておりますが、中には、貸与期間中は専用クリーナーを介護事業所にお渡ししているケースがございます。</p> <p>また、消毒に関する基準はございませんので、感染の恐れが無く、常識的な範囲で実施していただければ十分です。</p> <p>審査項目については、審査基準及び評価基準②2新用具の性能に記載のとおり、「貸与を前提とした衛生面の配慮がされているか。」という内容に沿って審査いたします。</p>
10	仕様書(案)5. (4)(ア)新用具の貸出し準備等	<p>概算予算送金額3,200千円内であることは前提ですが、「受託者は新用具を適切に利用できる状態に準備しておくこと」に関して、この「適切に利用できる状態の準備」の方法については、例えば1期で使用した新用具の回収&洗浄メンテナンスを行わず、2期には新品を準備することが想定企画でも、企画内容によっては本事業にご採用いただける可能性はあるのでしょうか。もし、「必ず1期で使用した新用具を受託事業者が回収&洗浄メンテナンスして2期でも使用しなければならない」などの条件や、もしくは同内容が審査で問われることが前提である、などがございましたらお教えください。</p>	<p>ご質問のとおり、仕様書(案)5. (4)(ア) 新用具の貸出し準備等に記載のとおり、「受託者は、新用具を適切に利用できる状態に準備しておくこと」という条件はございますので、1期(前期)・2期(後期)においてご提案いただいた予定数量の確保は必要になりますが、ご質問の条件(「必ず1期で使用した新用具を受託事業者が回収&洗浄メンテナンスして2期でも使用しなければならない」などの条件)は設けておりませんので、1期(前期)で使用したのち、2期(後期)は新品でご準備していただいても構いません。ただし、各貸与期間の終了後、新用具を原則受託事業者へ返却することを想定しておりますのでご注意ください。</p> <p>また、審査項目については、審査基準及び評価基準②1実施体制に記載のとおり、「新用具の安定的な供給体制が構築され、広く普及が期待できるか。」という内容に沿って審査いたします。</p>
11	仕様書(案)5. (4)(イ)窓口の設置等	<p>弊社ご提案予定品は昨今のコロナ事情も勘案し設置についてはオンライン説明で可能なように簡単にできる商品になっております。設定については全てクラウド上でする形になっており遠隔での設定調整を行う形になっております。実績としてはこの方法でコロナ療養施設への導入を施設訪問することなく行っております。機器故障時の対応はセンドバックを想定しておりますが今のところ故障事例は発生しておりません。このような商品について実際に岡山市に出向いて設置指導を行わない会社体制であっても審査にあたっての悪影響はございませんか。</p>	<p>仕様書(案)5. (4)(イ)窓口の設置等に記載しているとおり、本委託にあたっては、「受託者は、介護事業所のための相談受付等を行う窓口を設置することが望ましい。(必ずしも当市内に設置する必要はないが、必要に応じて当市内の福祉用具貸与事業所等と連携する等、新用具の不具合等に対し、迅速に対応できる体制の構築が望ましい)」と考えております。</p> <p>また、審査についても審査基準及び評価基準②1実施体制に記載のとおり、「事業所からの問い合わせや新用具の不具合への対応等、貸与に関する業務が円滑に行える体制であるか。」という内容について審査いたします。</p> <p>以上を踏まえ、岡山市に出向いて設置指導を行わない会社体制であっても、ただちに審査へ悪影響を及ぼすということはありません。様式第7-1号企画提案書の提案内容を拝見し、審査項目に従って適切に審査いたします。</p>

番号	項目	質問	回答
12	仕様書(案)5. (4)(イ)窓口の設置等	<p>受託者は、介護事業所のための相談受付等を行う窓口を設置することが望ましい。(必要に応じて当市内の福祉用具貸与事業所等と連携する等)</p> <p>上記の記載事項に対し、弊社の所在地が神奈川県であることにより、現地窓口の設置は難しく、また岡山市内の福祉用具貸与事業所との連携等の準備がございません。現在、遠隔地でのデモ実施あるいは事業所への対応につきましては基本的にリモートにて行っております。クラウドサーバーを活用しての運用・対応については安定的な供給が可能です。審査会への出席・研修会の実施・緊急を要するための現地(岡山市)への人の派遣等は往訪し実施の旨承知しておりますが、その他リモート対応可能な範囲につきましてはコロナ禍での介護事業所への配慮という観点においても遠隔対応が可能かどうか、ご教示頂けましたら幸いに存じます。</p>	<p>ご質問のとおり、審査会への出席・研修会への実施・緊急を要するための現地への人の派遣以外のオンラインでのご対応は可能でございます。その場合、参加する介護事業所に不利益を被ることが無いよう、ご注意ください。なお、企画競争実施の公示9 (2)2二次審査(プレゼンテーションの実施)に記載のように、二次審査については新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、審査方法や日程を変更する場合がございます。また、研修会につきましても、令和3年度実績としましては年2回オンラインでの研修会といたしましたので、お伝えいたします。</p>
13	仕様書(案)5. (4)(エ)研修会等への協力	<p>「岡山市介護ロボット普及推進事業委託(単価契約)仕様書(案)」(4)業務運営の基本的事項(エ)研修会への協力の中で、「市が実施する本事業の研修会や説明会、その他利用促進のPRを目的とするイベントには、必要に応じてデモ機の貸し出し、職員の派遣等により協力すること。」とありますが、この場合、別途運送費(大きい介護ロボットですとBOXチャーター使用になりますので、片道で数万ほど)などの請求をご相談させていただく余地はございますでしょうか。もしくは、これらのイベント経費に関しまして「その他業務履行に当たっての留意事項」にある「業務に必要な経費」と、「契約単価について」の説明にある「新用具の貸与費用、説明会等」に該当し、「契約単価」に含むべき費用になるのでしょうか。もし、「契約単価」に含むべき「本事業の研修会や説明会、その他利用促進のPRを目的とするイベント」と、含まない「本事業の研修会や説明会、その他利用促進のPRを目的とするイベント」がある場合はそれぞれをお教えください。</p>	<p>仕様書(案)6. 契約単価等について及び様式第5号提案価格書及び内訳書(注)に記載のとおり、提案単価には新用具そのものの価格だけでなく、本事業の実施に付随する全ての経費(一体不可分な付属品や、窓口対応等に要する人件費、保険料等)を含めて記載することとしており、仕様書(案)の内容を含めた額とする必要がございます。仕様書(案)に記載の条件を満たすにあたり、別途お支払いが発生するようなことが無いよう、提案単価を設定してください。</p>
14	仕様書(案)5. (4)(エ)研修会等への協力	<p>「市が実施する本事業の研修会や説明会、その他利用促進のPRを目的とするイベント」に関しまして、すでに実施が見込まれているものがございましたらお教えください。また、当社のほうで本事業参加分として準備想定しておく介護ロボットの台数の関係上、それは機器貸与1期2期と重なる時期に実施される可能性があるかもお教えください。</p>	<p>企画競争実施の公示10 契約手続等(5)事業スケジュール(予定)に記載のとおり、事前説明及び研修会をそれぞれ年2回程度(令和4年7月～9月に各1回、令和4年11月～令和5年1月に各1回)、貸出期間に重なる時期で予定をしております。</p>
15	様式第5号提案価格書及び内訳書	<p>「提案価格書」などにあります「予定数量の貸出し延台数」では、(注)に「レンタルを実施する6か月の合計台数を示すこと」とありますが、これは例えば当社の貸与準備数量が5台で、1期に5台、その後2期に5台の貸与を想定した場合、「予定数量の貸出し延台数」には10台と記載する、という認識でよろしいでしょうか。もしくは、1か月あたりの貸与の台数を1として、5台×6か月で30台と記載するのでしょうか。</p>	<p>仕様書(案)6. (1)契約単価に記載のとおり、「契約単価は、新用具の貸与費用、説明会等の実施に要する費用等の全てを含む単価であり、1台・1か月を単位とする。」としております。様式第5号提案価格書及び内訳書(2)予定数量では、上段に貸出し延台数を記載((2)2)し、下段に1か月当たりの台数を記載してください。((2)2÷6か月)ご質問の例ですと、上段貸出し延台数は30台((2)2)、下段の1か月あたりの台数は5台(2÷6か月)となります。</p>
16	様式第6号提案価格書及び内訳書	<p>予定数量について、仮に1台(1期・2期含めて2台)でも受託事業者として企画提案させていただくことは可能でしょうか。または、岡山市が望まれる最低台数などはあるのでしょうか。</p>	<p>ご提案いただくことは可能です。最低台数は設けておりません。</p>

番号	項目	質問	回答
17	その他(貸出ロボットに関して)	10月～11月の期間中の新用具の取り扱いはどうなるのでしょうか。介護事業所様保管でしょうか。もしくは受託事業者が回収・保管するのでしょうか。	ご質問の期間は1期(前期)の貸与期間が終了しているため、受託事業者に返却いたします。その後、2期(後期)の貸与期間に2期(後期)の参加介護事業所に貸し出すこととなります。
18	その他(貸出ロボットに関して)	介護施設に貸し出しをした機器は、事業終了後はどうなるのでしょうか。	3か月の貸出期間が終了したのち、受託事業者に返却する形となります。なお、貸し出し、引き取りに係る費用も提案単価に含めてご提案ください。
19	その他(貸出ロボットに関して)	事業終了後の新用具の取り扱いについてですが、貸与2期(11月～1月)終了後はどのようなになるのでしょうか。受託事業者が回収でしょうか。それとも契約期間終了の令和5年3月31日まで岡山市、もしくは介護事業所様に保管となるのでしょうか。なお、貸与2期後～契約期間終了前に受託事業者が回収する場合、受託事業者はその回収した新用具を本事業用に確保しておく必要などはあるのでしょうか。	No.18の質問回答をご参照ください。なお、2期(後期)終了後については予定数量を確保する必要はございません。
20	その他(貸出ロボットに関して)	介護ロボットの故障についてはどのような取扱いになりますか。	参加介護事業所の注意不足により故障が起こった場合、その介護事業所に賠償を求めていただくこととなります。ただし、不安定で転倒しやすいなど、通常一般的な使い方でも故障が想定される場合は、保険に入り、その費用も提案単価貸出費用に含めていただくことは可能です。
21	その他(貸出条件について)	参加介護事業所への貸出条件として貸出台数の下限を設けることはできますか。	前後2回に分けて募集をするため、後期分までの下限条件を満たせるかについては、契約時に判断できないので、そのような条件を設けることは難しいと思われれます。
22	その他(参加介護事業所について)	1期と2期の貸出先となる介護事業者様は、基本的には別となるのでしょうか。	参加介護事業所は1期(前期)・2期(後期)とそれぞれで募集をかけますが、1期(前期)・2期(後期)連続での参加を禁止していないため、同じ介護事業所が貸出先となる可能性は否定できません。ですが、過去3年間の実績では、同一事業所が連続して借りた例は多くありません。
23	その他(事業について)	問合せ先が同じ保健福祉局保健福祉部医療政策推進課医療福祉戦略室となっている「介護機器貸与モデル事業」と、本案件の「介護ロボット普及推進事業」は別の事業でしょうか。「介護機器貸与モデル事業」と同じ、もしくは同等とされる可能性のある新用具でも、本事業での新用具選定には特に影響がない(=関係ない)、という認識でよろしいでしょうか。	ご質問の「介護機器貸与モデル事業」「介護ロボット普及推進事業」は、事業目的が異なる全く別の事業でございます。本企画競争においては岡山市介護ロボット普及推進事業(単価契約)企画競争に係る審査基準及び評価基準に沿って審査・評価いたします。
24	その他(事業報告書について)	事業終了後、「事業報告書(全編)」を作成されると思うのですが、その他に受託事業者提供いただける資料(事業報告書を作成するにあたって介護事業者様から提出いただいた資料など)はあるのでしょうか。	「事業報告書(全編)」及び「事業報告書(概要版)」をご提供いたします。参加介護事業所から提出された調査票など、事業報告書以外の資料をご提供する予定はございません。